

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

役職員等旅費支給規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の業務のために旅行する役員及び職員並びに各種委員(以下「役職員等」という。)に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役職員等が出張した場合には、当該役職員等に対し旅費を支給する。

(旅行の命令等)

第3条 出張は命令権者の発する出張命令によって行わなければならない。

2 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、出張命令等に従って旅行できない場合は、あらかじめ命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前項の規程による出張命令等の変更の申請をする暇がない場合には、出張命令に従わないで旅行した後速やかに出張命令の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、別表1に掲げる額とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった、経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求)

第6条 旅費は、概算額を前渡しすることができる。

2 旅費(前項に規定する概算払いを含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費内

訳書に必要な書類を添え、出張命令簿と合わせ、請求するものとする。

- 3 概算払いにかかる旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後14日以内にこれを精算しなければならない。

(赴任旅費)

第7条 赴任とは、新規採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事務所に旅行し、または転任を命ぜられた職員がその転任のため旧在勤事務所から新在勤事務所に旅行することをいう。

- 2 赴任旅費の支給額は、旅費、移転料、着後手当とし、別表2に掲げる額とする。

(対馬市条例の準用等)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は対馬市条例に定める規定を準用する。

- 2 対馬市条例の改定により本規程の改定の必要が生じた場合は、対馬市の支給基準に準じて改定する。

(改正)

第9条 本規程を改正する場合には、職員を代表する者の意見を聞いた上、理事会の議決を得これを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成27年1月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成28年3月1日より改正実施する。

別表1（第4条関係）

旅費の支給基準

| | 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 日当 | 宿泊料 |
|---|----------|------|-----|-------------------|--------|---------|
| 政令指定都市 | 乗車に要する実費 | 1等実費 | 実費 | 1キロメートルにつき40円又は実費 | 2,600円 | 13,000円 |
| 上記以外の市外 | | | | | | 11,500円 |
| 市内 | | | | | 1,500円 | 7,000円 |
| 1 鉄道キロ程50キロ以上にはその乗車に要する普通急行料金及び座席指定料金を加算し、片道100キロ以上にはその乗車に要する特別急行料金及び座席指定料金を加算する。 2 市内日帰り日当については、支給しない。 3 船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路を利用する場合には、特別室料金を支給する。 | | | | | | |

別表2（第7条関係）

赴任旅費の支給基準

| 区分 | 旅費 | | | | | | 着後手当 |
|----------------|----------------|----|-----|--|----|-----------|-------------|
| | 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 日当 | 宿泊料 | |
| 職員 | 通常の旅費基準による支給額 | | | | | | 2日分の日当及び宿泊料 |
| 扶養親族を伴う場合の扶養親族 | 12歳以上の扶養親族 | | | 職員相当額 | | 職員相当額の2/3 | |
| | 6歳以上12歳未満の扶養親族 | | | 職員相当額の1/2 | | 職員相当額の1/3 | |
| | 6歳未満の扶養親族 | | | 2人までは支給しない。2人を超える場合その超えた1人につき職員相当額の1/2 | | | |

移転料

| 区分 | 鉄道換算 50km未 満 | 鉄道換算 50km以 上 | 鉄道換算 100km以 上 | 鉄道換算 300km以 上 | 鉄道換算 500km以 上 | 鉄道換算 1000km以 上 | 鉄道換算 1500km以 上 | 鉄道換算 2000km以 上 |
|----|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 金額 | 126,000円 | 144,000円 | 178,000円 | 220,000円 | 292,000円 | 306,000円 | 328,000円 | 381,000円 |

- 1 路程の計算については、水路及び陸路1/4kmを持って鉄道1kmとみなす。
- 2 赴任の際扶養親族を伴う場合・・・上記定額
- 3 赴任の際扶養親族を伴わない場合・・・上記定額の1/2
- 4 赴任の際扶養親族を伴わないが、1年以内に扶養親族が移転する場合・・・上記定額の1/2